

請 願 文 書 表

平成30年12月定例会

平成30年分請願第9号

総務文教委員会

受理年月日	平成30年12月3日		
件名	政務活動費の事前審査に関する請願		
	請 願 人	紹 介 議 員	
	富山市下番345番地 中川 岳志	木 下 章 広	
	請 願 要 旨		
<p>1 趣旨</p> <p>政務活動費の事前審査について、以下の項目について是非ご検討頂きたい。</p> <p>(1) 事前審査ができない政務活動費の使用に対して適正に支払う方法</p> <p>(2) 事前審査の費用対効果も含めた実効性の検証</p> <p>2 理由</p> <p>個々の理由を述べる前に、本請願の提出に至った経緯について、申し上げます。政務活動費に関する請願は、平成29年分請願第4号「政務活動費の有効活用に向けた請願」、平成29年分請願第17号「事後審査による政務活動費の支払いも認めることを求める請願」に引き続き3度目になります。</p> <p>政務活動費の不正使用が社会的に問題とされた中で、政務活動費そのものさえ市民に否定されそうな中で、私は政務活動費を正しくかつ積極的に使用してほしい、という立場を取り続けてきました。市民から見た政務活動費の使い方としては、「活動資金に必要が生じたらまず使い、そのうえで政務活動費として適正なものは請求して、駄目だと言われれば貰わなければいい」という感覚なのであり、そのくらいにやってこそ、議員は政務活動をしっかりどできるものと思います。</p> <p>現行の運用指針においては、不正を無くすべく厳しいものにしたこと自体は理解できるところですが、一方で、特に機敏な議員活動こそ市民として望まれるにも関わらず、それに伴う政務活動費の使用が、事前審査のために妨げられていることにつき、早急に改善すべきではないかと、再度申し入れを行いたく思った次第です。</p> <p>上記2件の請願に関しては不採択となったものの、請願項目の内容そのものについて否定されたというふうには思えず、あくまで時期的なことを問題にされていたと思います。特に昨年12月時点では、既に事前審査があるために使えなかった政</p>			

(裏面へ)

務活動費の実例が、議会でも示されたにも関わらず、1年間まず運用指針を実行してからでないと議論できないといった趣旨の発言がありました。つまり、このことで機敏な政務活動費の使用が、今年度1年間見送られたことだけでも、市民としては不満の残るものであったと言えます。

そして1年間実施して収支報告書も示された中で、翌年度に向けた運用指針の見直しがいっされるのかと注視していたところ、全くそれがされないのは一体どういうことなのか、という思いがある訳です。

(1) 事前審査ができない政務活動費の支払いについて

平成29年分請願第4号では、「事前審査は計画的に使用できるものに限定的にすればどうか」ということを問いましたが、これ自体は「どう限定するか」ということに問題があると思ひ、平成29年分請願第17号において、「事前審査はそのまま残しつつも、事前審査していないものについても事後審査をしっかりと行うことで、政務活動費を支払ったらどうか」ということを提案させて頂きました。

でも、このようなことは市民から提案するまでもなく、議会側で自ら決めるべきことであり、「実際にどう支払うかをしっかりと検討して下さい」というのが今回の趣旨です。「第三者機関の事前承認を得るいとまがない(急を要する)政務活動実施における事務手続き」の条項はありますが、これが機能せず政務活動費でなく私費で支出することが実際に行われている以上、それがなぜ機能しないのかは、十分に検証が必要ではないでしょうか。「急を要する」というのは何も緊急時だけではなく、普通の議員活動においても、普通にあり得ると思ひます。

大多数の議員は「そのようなことはない」と言われるかもしれませんが、正当な政務活動費として後から請求できるものであるのに、それができないことが1人の議員においてでもあるようならば、どうしてなのかを検証すべきことだと思ひます。

なお、このような問題は、1年間の運用を待つまでもなく、昨年3月時点で既に、運用指針の運用前から指摘されていたことと思ひます。

(2) 事前審査の実効性について

11月19日に今年度第1回目の政務活動費のあり方検討会が行われ、そこで特定案件の政務活動費の使用が適正かどうかの議論が行われましたが、一方で第三者機関の事前審査が本当に機能しているのかどうか、全く議論されないことを残念に思ひました。

政務活動費の妥当性を判断するのは、最終的に議員側の責任というのは当然でしょうが、一方で、事前審査が多大な政務活動費(税金)の投入に見合ったものになっているのかどうかについて、疑問を感じたのも事実です。

昨年の12月において既に、私とは別の市民が第三者機関そのものの費用対効果を指摘されていたはず(平成29年分請願第18号)なのに、そのことがまるでな

かったかのような議会側の姿勢は、大いに気になるところです。ところで、その請願は「市民にとってではなくて、議員に都合の良いように書かれている」と受け取られるご発言もありましたが、27名もの市民の連名で出された請願にも関わらず、「このようなことを言う市民がいる訳がない」と決めつけられたことに、他者の請願とは言え、実に悲しく思いました。税金の無駄遣いを指摘するのは、市民として当然の意見であることは、言うまでもありません。

本請願内容だけでなく、政務活動費の運用指針については、昨年3月時点では前任の議員による「完璧ではないものの運用するための何らかの形が必要」という背景で合意されたというものに見え、4月における改選後の議員の間で、より良いものにするために継続して話し合いをしようと思っていたのですが、それがされないことは誠に不思議であります。

例えば11月19日の政務活動費のあり方検討会にしても、使用内容に疑義があったのは一部の会派であるとは言え、1年半もの間放置していたことに、議会全体として何ら反省する姿勢がなかったことに対して、大いに違和感のあるところでした。昨年4月の改選後から、政務活動費の運用指針についてしっかり議員・会派相互や第三者機関との意思疎通が行われていれば、もっと早く改善に向かった事例のひとつかと思えます。

それと昨年3月まで運用前に議論されていた課題だけでなく、今年2月に提示のあった積み残された課題が多くありながら、「政務活動費のあり方検討会の開催依頼がないから開かなかつた」といった趣旨のご発言もありましたが、せめて7月の政務活動費使用実績の公開後に、開催依頼の有無に関わらず、自ら政務活動費のあり方検討会を早急に開くべきではなかつたでしょうか。11月の政務活動費のあり方検討会も議長より開催依頼があつたもので、それがなければこのまま開催しないで、運用指針に対して何の見直しもなく、来年度を迎えることにならないか大変心配しております。

最後に、運用指針に対する市民の理解について一言申し上げたいです。私は、平成30年分請願第3号「一般市民の参加による議会改革を求める請願」で、政務活動費の運用指針に対する公聴会の開催を求めました。議会運営委員会における審査でのご指摘通り、指針そのものはホームページで公開しており、市民からの意見も受け付けられているとは思いますが、議会が市民に対して説明して、そこで意見を聴くことなしに、ホームページでの公開だけで、それに対する意見がないから市民には理解されている、と思われること自体、余りにも現実とかけ離れていると言わざるを得ません。

本請願の可否に関わらず、運用指針に対する市民へのご説明を、是非公の場でされることを望む次第です。